

支援機構利用規約

第 1 条(総則)

本規約は、「GlobalXpander Tokyo(グローバル・エクスペンダー・トウキョウ)」(以下、「本事業」という。)内で構築する支援機構の利用規則について定めるものである。

第 2 条(名称)

本事業において組成する、開発途上国への展開を目指すスタートアップとの連携や支援に取り組む、あるいはこれから取り組もうとしている支援者からなるコミュニティの名称を「支援機構」と称する。支援機構に参加し、利用することのできる支援機構の会員(以下「支援機構会員」という。)と本事業において採択された開発途上国への展開を目指すスタートアップ(以下「本事業採択スタートアップ」という。)を、支援機構の「利用者」と称する。

第 3 条(支援機構の目的)

支援機構は、開発途上国の社会課題解決に関心を有し、それらの国々への事業展開を目指す都内スタートアップと、国内外でそのようなスタートアップとの連携や支援に取り組む多種多様な個人・事業・組織を有機的に結びつけ、都内スタートアップの開発途上国市場への参入を促進することを目的とする。

第 4 条(事務局)

1. 東京都は本事業及び支援機構の事務を行うため、事務局を設置する。
2. 東京都は事務局業務を委託する。委託を受けた事業者は、本規約に定める全ての規定の遂行に関して、都の代行者としての権限を有する。

第 5 条(提供するサービス)

1. 支援機構では、Facebook のオンラインコミュニティにおける活動を基盤とし、第 3 条の目的を達成するため、利用者に次に掲げるサービスを提供する。
 1. 本事業採択スタートアップ・支援機構会員間の連携や支援などのマッチング実現に向けた活動サポート
 2. E-Mail、Facebook コミュニティを活用した情報・ノウハウ・ネットワークの提供
 3. 連携機会を促進するためのイベント・セミナー等の開催

4. 支援機構会員同士の交流促進に資する活動サポート
 5. その他本事業の目的を達成するために必要な活動のサポート(例:支援機構会員による情報発信、協働開催支援)
2. 支援機構では、第3条の目的を達成するため、第8条に違反しない範囲内で、支援機構会員と本事業採択スタートアップ以外の個人・団体のうち希望者に対して以下のサービスを提供する。
 1. イベント・セミナーへの一部参加受入
 2. E-Mail、本事業公式 SNS を活用した一部情報の提供
 3. 東京都は、第1項及び前項に定めるサービスの内容を変更することができる。変更がある場合には、その1カ月前までに公式ウェブサイトまたは支援機構にて変更内容を告知することとする。

第6条(利用条件)

1. すべての利用者は、個別に定める「個人情報保護方針」及び本規約の内容に同意したうえで利用を開始することとする。
2. 支援機構にて提供するサービスは、本事業と支援機構の目的達成のため、利用者に無料で提供される。
3. 支援機構にて支援機構会員向けに提供するサービスについては、支援機構会員としての登録が個人の場合はその個人、企業・団体の場合はその企業・団体に属するすべての個人が利用可能とする。希望者は、会員登録時に事務局が案内する手順に従って登録を行い、事務局の指示に従って利用することとする。
4. 支援機構にて本事業採択スタートアップ向けに提供するサービスについては、本事業に採択されたスタートアップの担当者とその企業に属するすべての個人が利用可能とする。
5. 支援機構にて提供するサービスのうち、参加型のコンテンツ(例:イベント、セミナー、交流会)については、募集時に事務局が都度設定する利用要件を満たすことをあらかじめ確認のうえ、それらを満たす場合に参加すること。なお、参加型のコンテンツにおいて参加人数に上限が定められている場合には、事務局の判断により参加を断る場合がある。

第7条(支援機構利用の制限)

1. 利用者は支援機構の運営主旨を理解し、他利用者との協調と協力のもと支援機構の健全な運営に努めることとする。
2. 支援機構は、次に該当する場合は利用できない。

1. 政治的、宗教的な活動目的での利用
2. 趣味や文化活動等の同好会活動
3. 学友会や同窓会活動
4. 反社会的な団体等の使用
5. 他の利用者に不都合または支障を生じさせるおそれがあると認められる利用
6. 支援機構の管理・運営上、支障があると認められる利用
7. その他、事務局が利用条件に合わない判断した活動目的での利用

第 8 条(利用者の責務・禁止事項)

1. 利用者は、常に善良なる利用者の注意をもって支援機構が提供するサービスを利用しなければならない。
2. 支援機構が提供するサービスの利用を通して知りえた情報のうち、他者の著作権や商標権、その他権利を侵害する行為及びその恐れがある行為を行ってはならない。
3. 支援機構が提供するサービスの利用を通して知りえた他者の個人情報や他企業・他団体の機密情報など、本来であれば知りえることのなかった情報について、当該個人・団体の許可なく第三者に提供してはならない(注:ビジネス拡大やリレーション構築の目的から当事者との合意のもと行う行為についてはこの限りではない)。

第 9 条(免責)

東京都及び事務局は、支援機構の利用における損害や対人関係については一切の責任を負わない。また、支援機構の利用を通じて発生した商談・取引・契約等について、及びこれらに基づいて生じたいかなるトラブル・損害について、一切の責任を負わない。本規約に反する行為を発見した場合には、事務局の判断により、その時点ないしはその後の支援機構の利用を断る場合がある。

第 10 条(規約の変更)

- 東京都は、必要に応じて本規約を変更できるものとする。
- 東京都は、本規約に変更がある場合には、その 1 カ月前までに公式ウェブサイト及び支援機構にて変更内容を告知することとする。

附則 この規約は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

制改定履歴

制定 令和 5 年 12 月 1 日【初版】